

## 監理技術者の専任義務の緩和について（令和3年4月1日以降適用）

建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）について、以下のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

### 【特例監理技術者の配置要件】

次の要件をすべて満たす場合は、特例監理技術者を配置することを認めるものとする。

1. 特例監理技術者が兼務する工事現場が、同行政区域内であること。
2. 特例監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め2件までとする。ただし、兼務する工事が他機関の発注であるときは、当該発注機関が兼務を認める場合に限る。
3. 監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置すること。
4. 監理技術者補佐の建設業法第27条の規程に基づく技術検定項目は、特例監理技術者に求める技術検定項目と同じであること。

### 【監理技術者補佐の要件】

主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）、または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

### 【その他】

- ・工事現場に配置する技術者は、請負者と3箇月以上の雇用関係にあること。
- ・特例監理技術者を配置する場合について、ご不明な点等がありましたら、事前に総務課契約係へお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

群馬東部水道企業団 総務課 契約係

TEL：0276-49-5766 FAX：0276-48-1109